

令和5年3月1日

副学長（学生）
太田 圭 様

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議
議長 河野 美羽

学園祭学生分担金の額及び納入方法について

「学園祭に関する申合せ」第4条に基づき、学園祭学生分担金の額及び納入方法を下記の通りに決定しましたので、報告致します。

記

学園祭学生分担金

納入金額：1人1年につき600円

納入方法：学群生が入学・編入年度に在籍予定年数分を一括で振込にて納入する
ただし、振込手数料は学群生負担とする。

補足：学生分担金は学園祭に関する申し合わせ第3項で定められている通り、
学群生の義務である。
学生分担金を納入していない学生が所属する団体の学園祭への参加を拒否
する場合がある。
今回の変更は1年限り有効とする。

以上